

城東台学区自主防災協議会 会則

(名 称)

第1条 この会は、城東台学区自主防災協議会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第2条 本会の事務所は、城東台西集会所に置く。

(目 的)

第3条 本会は、住民隣保協同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、災害（地震、その他）による被害防止及び軽減を図ることを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及に関すること。
- (2) 災害発生時における情報収集・伝達・初期消火・救出・援護・避難誘導・応急手当に関すること。
- (3) 防災訓練に関すること。
- (4) 防災資機材の備蓄に関すること。
- (5) その他防災会の目的を達成するために必要な事項。

(会 員)

第5条 本会は、岡山市城東台学区連合町内会にある世帯及び団体等をもって構成する。

(役 員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名以内
- (3) 庶務 3名以内
- (4) 会計 1名
- (5) 監事 2名

2 役員は、城東台学区連合町内会役員が兼務し、同じ役員をもってこれに充てるものとする。

3 役員の任期は、城東台学区連合町内会における役員任期とする。

(役員の仕事)

第7条

- 1 会長は、本会を代表し、会務を総括し、地震等の発生等における応急対策の指揮をとる。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を行う。

- 3 庶務は、各町内会と連携し、以下のことを行なう。
 - (1) 災害についての正しい知識の普及を図るとともに、被災時の速やかな情報収集・広報を行う。
 - (2) 応急手当訓練、被災時の負傷者の救急活動や救急手当て、搬送等を行う。
 - (3) 防火啓発や危険箇所の点検および初期消火訓練を行う。
- 4 会計は、会計に関する事務を行う。ただし、本会は会の会計を持たないこととし、連合町内会の会計をもってこれに充てる。
- 5 監事は、城東台学区連合町内会会計において本会に関する会計を監査するとともに防災会の業務について監査する。

(会 議)

第8条 本会の会議は、城東台学区連合町内会の役員会をもってこれに充てる。

- 2 定期総会や臨時総会は開催しないこととし、役員改選の際には城東台学区連合町内会の定期総会において本会の役員を兼務することを周知する。

(防災計画)

第9条 本会は、災害による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を策定する。

- 2 防災計画は、次の事項について定める。
 - (1) 防災組織の編成及び任務分担に関すること。
 - (2) 防災知識の普及に関すること。
 - (3) 防災訓練の実施に関すること。
 - (4) 災害発生時における情報収集・伝達・初期消火・救出・援護・避難誘導・応急手当に関すること。
 - (5) その他防災会の目的を達成するために必要な事項。

(会 計)

第10条 本会の会計年度は、城東台学区連合町内会に準ずる

(監 査)

第11条 本会の監査は、城東台学区連合町内会の監査をもってこれに充てる。

(雑 則)

第12条 この会則に定めない事項で本会の運営に必要な事項は会長が、役員会に諮り定める。

付 則

- 1 この会則は、平成31年1月12日から施行する。
- 2 この会則は、令和元年5月12日に一部改正（第6条）した。
- 3 この会則は、令和2年3月14日に一部改正（第1条、第5条）した。